

一般社団法人東京精神保健福祉士協会選挙規則

- 第1条** 特任理事を除く理事および監事の選挙の管理事務は選挙管理委員会がこれにあたる。
- (2) 選挙管理委員は3名から5名とし、会長がその都度委嘱する。
- (3) 選挙管理委員の内1名を選挙管理委員長として会長が指名する。
- 第2条** 選挙管理委員会は、役員改選年度の会員名簿によって選挙台帳を作成し、これに基づき被選挙人を正会員各自に通知する。
- 第3条** 選挙人および被選挙人は公示日の時点で正会員である者とする。
- 第4条** 運営に関する役員定数は、理事10名以上15名以内、監事1名以上とする。
- 第5条** 理事および監事になろうとする者は所定の様式をもって選挙管理委員会に届け出る。
- 第6条** 立候補は、役員を除く2名の正会員の推薦者を必要とする。
- 第7条** 立候補の締め切りは選挙年度12月15日とする。
- 第8条** 選挙管理委員会は、立候補および推薦の届のあった者について、投票締め切り日15日前に正会員に周知しなければならない。
- 第9条** 選挙の方法は、正会員の中から、理事5名、監事2名を連記する。
投票は無記名で、所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、選挙年度の1月末日までの消印のあるものをもって有効とする。
- 第10条** 開票は日時を会員に周知し、会員の立会いの下で行う「公開開票」とする。
任意の立会人がいない場合、理事会は「指定立会人」を指名することができる。
- 第11条** 当選の決定は得票順によるが、当落の境界に同点者が出た時は、選挙管理委員会の厳正な抽選により、順位を決定する。
- 第12条** 理事と監事の両方に当選した者が出た時、理事の当選を先とし、監事は次点者をもって補う。

平成14年4月27日一部改正

平成15年4月19日一部改正

平成16年5月8日一部改正

平成17年6月25日一部改正

平成20年5月31日一部改正

平成27年5月31日一部改正

平成29年10月20日一部改正

令和元年10月18日一部改正

付帯決議事項

理事会は、選挙にあたり、予め定員を確定し、何名とするか選挙管理委員会に通知するものとする。また、選挙管理委員会は、正会員に対して、他の事項とともに、理事会から指定された定員について告示するものとする。(平成16年5月8日/第13回総会)